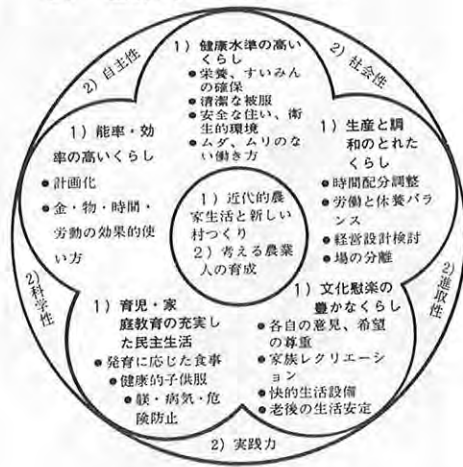


図 生活改善普及事業のねらい



食生活、衣生活家庭管理の粗放化、住宅・生活環境の不備と相まって、農民の健康水準は劣悪化している。この対策は急務と考えられるため、「農山漁家健康生活管理および家族労働適正化特別事業」を実施している。

事業のねらい

農山漁業者の健康生活の維持増進をはかるため、農業経営並びに生活、健康の実態を把握して、総合的な農家指導により、健康生活水準の向上をはかり、健康生活管理上の課題を解決することを目的とし、その成果の波及効果に資するものであって、単なる疾患の発見または、その治療を目的とするものではない。

生活環境改善に関する目標

ハ サービス提供施設の利用者誘致、管理運営など観光農林漁業の経営に関する事項

ニ 観光農林漁業の種類、関係施設の整備配置などに関する事項

ホ 自然保護に関する事項

以上のようなことを整備計画では定めることとなっている。

(3) 具体的計画内容

菊鹿町と大矢野町の計画内容を見てみよう。

イ 鹿本郡菊鹿町

総事業費二億九千二百万円を投じて、次のような施設を計画している。

相良地区栗狩り園九十ヘクタールの道路及び駐車場整備、上永野地区みかん園五十ヘクタールの園内整備及び道路、駐車場、園内整備及び道路改良、阿佐古地区外三地区の茶園造成及び道路整備、番所地区のニジマス養殖施設及び釣堀施設管理事務所、休憩所の設置阿佐古地区タニシ養殖施設その他遊歩道の整備など。

ロ 天草郡大矢野町

総事業費六億五千四百万円を投じて、次のような施設を計画している。

白濁地区及び養殖施設、東満地区フラワーセンター、花き園整備

最近全国的な傾向として、農村における高齢者の人口は増加しているが世界的に又都市に比較して、農村部の高齢者の自殺は極めて高い。これは農山高齢者の前途に生きがいをなくしていることを示すものとみられ、生活諸活動の普及指導が必要である。そこで農山高齢者生活開発パイロット事業を昭和四十七年度より実施し県下四ヶ町村(飽田町、岱明町、甲佐町、上村)において、①生活総合調査、②生活開発対策の研究検討、③生活技術講習会開催等を行なっている。

事業のねらい

農山高齢者の生活諸活動を開發促進することにより、希望と生きがいのある生活を付与するとともに、次にあげる農業諸施策と関連しながら農政の推進に寄与する。

(イ) 農家後継者対策

家族関係の機能分担と農業後継者の未来像を明確化し、更に後継者が農業経営に責任を持って従事する体制をつくり、定着

及び集荷処理施設、登立地区農産物もぎ取園造成及び管理施設、大手原地区亜熱帯果実樹芸園造成及び管理施設、上地区レジャー貸農園造成及び管理施設、七ヶ割地区昆虫鳥類養殖施設、鳥の全地区ワカメもぎとり施設、宮津地区亜熱帯植物総合センター及び観光酪農公園その他これに関連する道路整備など。

両町とも目下実施のための計画策定中であるが、実施された際には新たなブームを呼ぶことであろう。

3 山村開発センター設置事業

いわゆる山村と言われるものが本県に幾つあるかといえは、離島を除く二十六市町村である。これは山村振興法に基づく指定要件(林野率七五%以上人口密度一、一六未満)を満すものである。

これらは全て過疎地域であり、農業生産条件は地形的に急傾斜地が多く、生産性も極めて低く、人口は減少傾向にある。そこで考え出されたのが、山村開発センター設置事業である。これは山村特別開発事業の一つであるが、農村漁業活動の推進、生活環境の農林漁業の経営及び技術の改善、情報連絡、生活改善、福祉向上、農村環境整備などの多目的な機能をもつ総合施設を設備し、産業の振興と住民の福祉の向上を図ることを目的として、昭和

(2) 生き甲斐のある暮らしを見出すため

出稼ぎ農家の農業経営の円滑化と留守家族の生活が健全に営まれるような体制と畜産農家が事故、疾病などにより、家畜の飼育管理に支障をきたす事を防止し、畜産の維持発展を図る。

(イ) 農業環境保全対策

農村社会生活機能の減退を防止するため、高齢者の環境保全活動をすすめる。

(ロ) 生活改善手法の開発

高齢者にふさわしい生活諸活動を展開し、希望と生き甲斐のある生活を享受できるように、各種の作業習得講習および関係機関による対策研究協議会の開催などにより、農山高齢者に適応した生活技術の開発と普及を図る。

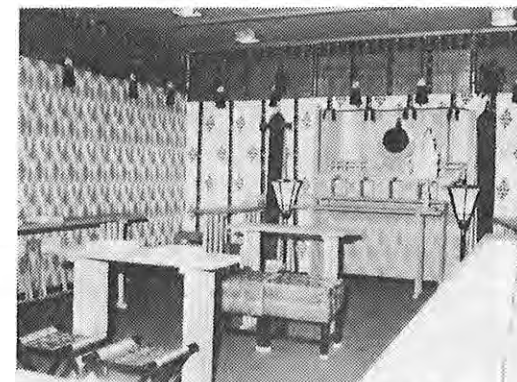
(ハ) 農村資源の活用と生活文化の伝承

(3) 心豊かな美しい家づくり

農業者の自主活動や、一般農山漁民を援助するため、農山漁村生活環境整備事業を実施している。

事業のねらい

農山漁村の生活環境施設を整備



▲ 結婚式場も完備の菊鹿町総合センター

四十六年から計画実施されることになった。

(1) 本県の計画

本県の山村指定市町村全部にこれを設置することは、国費補助対象要件に該当しないので、地帯の拠点となる市町村に設置する計画である。昭和四十五年度には鹿本郡菊鹿町に計画し、鉄筋コンクリート二階建、利用人口一万四千二百九十人の規模のセンターが総事業費八千三百万円で完成し、昭和四十六年度には阿蘇郡小国町に設置を計画し、鉄筋コンクリート五階建、利用人口一万二千六百九十人の規模のセンターが総事業費八千四百万円で目下建設完成真近である。

項目	割合
安全性	幹線道路の拡 29%、足元道路の整備 25%、防犯灯 25%、交通安全のための道 18%、橋脚の補修 8%、防犬用水路 8%、駐車の整備 4%
保健性	廃棄ビニールの処理施設 26%、ゴミ処理施設 26%、排水路の整備 25%、河川の浄化 11%、8%、5.8%
便益性	バス停の増設 5.9%、スクールバス 2.9%、バス停の増設 5.9%、有線放送施設
快適性	公園及び子供遊び場 24%、生活改善センター 13%、プール 7.3%、4.4%、4.4%

して、生活環境の近代化を図り、住みよい農山漁村を築きあげ、労働力流出の要因の一つである低賃金な生活環境を改善し、かつ、福祉の増大に寄与するものである。

(2) 具体的機能

このセンターは具体的に次のような施設をもってその機能を果たす。集会室、図書室、資料室、展示室、農林漁業の経営、技術研究室、指導センター、農林産物加工実習室、機械センター、視聴覚教育室、生活改善実習室、保健相談室、共同調理室、食堂、保育室、共同浴室、娯楽室、宿泊室

これらは、研修から娯楽、保健衛生、福祉の諸役割を一堂に集めたもので、山村地域振興の目的を充分に発揮できるものである。

(3) 今後の計画

昭和四十八年度にも新たに山村特別対策事業が実施されるが、この中で山村開発拠点施設整備事業として実施可能であるので、これからもこのような施設が増えるであろう。

4 生活改善普及事業

この事業のねらいは、①近代的農家生活と新しい村づくり、②考える農業者の育成であり、その波及分野は図のとおりである。

(1) 農業者が元気で働けるために

兼業化の進展に伴い、主婦が農業の基幹労働となる割合が年々増加し、過重労働、家事疎外